

令和 7年 3月 4日 議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町条例第8号

佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例

佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第8号

佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年佐用町条
例第153号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以 上 15年 未満	15年以 上 20年 未満	20年以 上 25年 未満	25年以 上 30年 未満	30年以 上 35年 未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
専任副団 長及び副 団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。